

経済法 ガイダンス

○ 経済法の特徴・勉強方法について

→ 過去のコラムにて説明 (<https://agaroot.jp/shiho/column/keizaiho/>)

そこでは、試験科目としての経済法の特徴として、①インプット量の少な
さ、②あてはめ勝負、③企業法務等の実務に有用であることを挙げた。

本ガイダンスでは、上記①②の点についてより具体的に説明する。

○ どんな問題についてどのような検討をするのか (→別紙【例題】)

- ・ 独占禁止法が規制する事業者の行為類型

私的独占 不当な取引制限 不公正な取引方法 (法定5類型, その他15類型)

企業結合 (株式保有・役員兼任・合併・分割・株式移転・事業譲受け)

- ・ 各行為類型の要件充足性の判断

要件の抽出, 意義の説明は判例・実務の考え方に基づいて行えばよい。

「市場の画定」, 「競争への悪影響」の認定を具体的かつ詳細に説明する必要あり。

【例題】

国内において司法試験対策教材を販売する予備校には、AないしGの7社が存在する。7社はいずれも、通学向け教材と通信向け教材の2種類を販売している。7社の通学向け教材はいずれも、各社の校舎において講義・指導を行うことを内容としており、AないしCの3社は都内近郊に、DないしGの4社はその他地方にそれぞれ校舎を有している。

国内における司法試験対策教材（通学向けも通信向けも含む。）の販売シェア、都内近郊での通学向け教材の販売シェアはそれぞれ次のとおりである。

	A	B	C	D	E	F	G
国内 (通学・通信)	20	15	5	25	15	10	10
都内 (通学)	45	40	15	—	—	—	—

ある年の1月、A及びBの各代表取締役の間で会合が開かれた。その会合において、A代取が「昨今の司法試験対策教材の販売競争は激化しているが、これ以上販売価格を下げることは厳しい状況にある。そこで、来年度の通学向け教材の販売価格は今年度と同額のまま据え置くつもりである。」との考えを述べたところ、B代取は「Bも同様の状況である。」とだけ回答した。

同年4月、AないしGはそれぞれ新年度の各教材の販売価格を決定・公表したが、A及びBの通学向け教材の販売価格はいずれも昨年度の販売価格と同額であった。

上記A及びBの行為が独占禁止法に違反しないか、検討しなさい。